

# 委員会の検討ポイント(案)

- 本実証実験での情報の取扱いに関し、権利侵害と現行法での解釈、大綱を踏まえた整理、レピュテーションリスクの観点から整理する。

	ステップ2実験での情報の取扱い	1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈			2. 大綱を踏まえた整理(注1)	3. レピュテーションリスクの観点	
		肖像権	プライバシー権	独立行政法人個人情報保護法			
寸	取得	1. 撮像情報 ・取得方法: 映像センサーより取得(撮影) ・取得場所: 施設内20ヶ所、92台のカメラ。(施設内連絡通路、改札口付近通路、施設内広場) ・撮影期間: 1週間単位 ・撮影対象: 通路・広場を通行する利用者 ・取得者: NICT ・取得情報: 撮像情報、場所、時刻 ・保管場所: 揮発性メモリ上 ・保持時間: 10秒以内 ・使用目的: 解析のみに使用 ・実験前に、実験目的等を公表	みだりな撮影か ・撮影の場所 ・撮影の同意 ・撮影対象(顔、服装等、歩容など)  違法性阻却事由に該当するか ・社会生活上受忍限度内か(注4) ・被撮影者の社会的地位 ・被撮影者の活動内容 ・撮影の場所 ・撮影の目的 ・撮影の態様 ・撮影の必要性  特に、場所と態様の観点	私生活に介入していないか ・撮影の場所 ・撮影の同意 ・撮影対象(顔、服装等、歩容など)  違法性阻却事由に該当するか(注3) ・社会生活上受忍限度内か(注4) ・被撮影者の社会的地位 ・被撮影者の活動内容 ・撮影の場所 ・撮影の目的 ・撮影の態様 ・撮影の必要性	保有個人情報に該当するか(第2条) ・法人文書か ・開示、訂正、利用停止の請求の対象か(注2)  個人情報として利用目的を特定しているか(第3条)  適正な取得か(第5条)	個人情報の定義(保護されるパーソナルデータの範囲、個人情報、準個人情報(仮称)など) ・撮像情報 ・特徴量情報	社会規範からの妥当性(倫理的な妥当性) 被撮影者のプライバシーや個人情報の保護の必要性を認識し、必要な措置を講じた。 ・目的外利用をしない ・実験目的等の公表 ・プライバシーポリシーの策定 ・取得映像の扱い(撮像情報の解析後の消去) ・オプトイン・オプトアウト、など
		利用	2. 特徴量情報 ・映像情報を解析した解析情報 ・解析方法: 顔特徴量解析、マルチモーダル解析、歩容解析 ・解析者: NICT ・データ項目: 特徴量情報、場所、時刻、性別、年齢 ・保管場所: サーバ上 ・保持時間: 数分～数時間 ・使用目的: 解析のみに使用	(特徴量情報の解析の時点で撮像情報を消去する)  -	解析(識別性があるか) ・移動経路情報を作成するために利用し、解析後消去する。	保有個人情報に該当するか(第2条) ・法人文書か ・開示、訂正、利用停止の請求の対象か(注2)  正確性の確保や安全確保の措置を講じているか(第6条、第7条)	
	3. 移動経路情報 ・特徴量情報を解析した解析情報 ・データ項目: 場所、時刻、性別、年齢 ・保管場所: サーバ上 ・保持時間: 1日～1週間 ・使用目的: 解析のみに使用		(特徴量情報の解析の時点で撮像情報を消去する)  -	追跡(識別性があるか) ・特徴量情報を用いて利用者の通過地点把握を行う。(ただし、特定個人の移動経路の分析は行わない)	目的外利用はないか(第9条)		
	提供	4. 人流統計情報 ・移動経路情報を集計した情報 ・集計方法: 経路別の人数を集計 ・集計者: NICT ・データ項目: 経路、時刻、移動人数 ・保管場所: サーバ上 ・保持時間: 利用終了時まで ・使用目的: 災害対策での有効性評価 ・提供先: 施設管理者	(特徴量情報の解析の時点で撮像情報を消去する)  -  (取得、提供)撮像情報に匿名性はあるか(暗号化など)	私生活をみだりに公開していないか ・撮像情報は解析のみに使用し、不特定多数への公開はない。  人流統計情報は施設管理者へ提供する(匿名化、k-匿名性のk値の妥当性)  (取得、利用、提供)匿名化によるプライバシー侵害の有無	保有個人情報に該当するか(第2条) ・法人文書か ・開示、訂正、利用停止の請求の対象か(注2) 提供情報に対して目的外利用はないか(第9条) ・学術研究目的(例外) 特定の個人を識別できる恐れはないか(k-匿名性)	(注1) パーソナルデータに関する検討会での検討項目から想定 (注2) 『解説 行政機関等個人情報保護法』(総務省行政管理局)p.14 (注3) 最判平成15年3月14日民集第57巻3号229頁 (注4) 最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁	